

## 勧誘事例

## 【事例 1】

令和3年2月から令和4年10月までの間に、西日本水道の従業員Aは、消費者宅X宅のチャイムを鳴らし、Xが玄関扉を開けて玄関先の敷地に出たところ、「下水道の点検をさせていただきます。」等と訪問の用件を告げた。Xは、下水道の点検と言われたので行政関係の業者が回って点検しているのかと思い快諾したところ、Aは、枡の蓋を開けて中を確認して、いきなり「枡の中にヒビが入って穴があいている。そのまま放っておくと大変なことになりますよ。そのまま修理せずに次に新しくしようと思ったら、■■万円かかりますよ。」等とXに告げて、排水枡の補修役務契約を勧誘し、不安な気持ちになったXはAに言われるまま契約書に署名、押印をした。

## 【事例 2】

令和3年2月から令和4年10月までの間に、西日本水道の従業員Bは、消費者Y宅のチャイムを鳴らし、Yが玄関扉を開けて玄関先に出たところ、「近所で工事をしているので、ついでに排水管を見ましましょうか。」等と訪問の用件を告げた。Yは、近所で工事をしているので各家に声をかけて回り、点検をしているものと思い点検を快諾した。Bは、玄関先の排水枡の中を確認した後、マンホールの中を指して、「ここの2カ所はマンホールにヒビが入っています。このままだと排水枡に穴があいている状態ですから放っておくと大変なことになります。工事が必要ですが、しまししょうか。」等と告げた。Yは、作業員が点検と言っていたのに、その結果、枡に穴があいている状態と聞き、このまま放っておくと穴が大きくなって大変なことになると思い気が動転して排水枡の補修工事の役務契約を締結した。

Bが交付した契約書には「排水マス補修 1マス■万円、排水マス補修 1マス▲万円」と記載されているだけで、補修工事の具体的な内容は記載されていなかった。同じような排水枡を2カ所補修工事を行っているのに金額が異なり、どの排水枡にどのような補修をしたのか等、施工内容の詳細が記載されていない契約書をYに交付していた。